

成績評価について

学則細則

第10条 履修成績評価

各科目の履修成績評価は、修得試験の結果および平常点を勘案のうえ行い、その基準は別に定める。

履修成績評価基準

①各科目の評価判定基準

評価点が80点以上……「優」

70点以上……「良」

70点未満……「可」

年度末時点未修得科目……「不可」

②各科目の評価点内訳

- ・自動車整備科、高度自動車科1・2年次、国際自動車整備科

評価点（100点満点）＝ 試験点（100点満点）×0.83 + 平常点（20点満点）×0.85

- ・高度自動車科3・4年次、シヨールームスタッフ科、車体整備専攻科

科目毎に評価点（100点満点）の内訳を設定（シラバス参照）

③総合点

半期ごと（前期・後期）に実施の各科目の評価点の合計を総合点とする

④総合点順位

総合点を点数の高い順に並べたものを総合点順位とする